



都税事務所だより

—都税についてのお知らせ—

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償 却 資 産 と は	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和8年1月1日現在、償却資産を所有している方
申 告 先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申 告 期 限	令和8年2月2日（月）

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

エルタックス
eLTAX
ホームページ



エルタックス

検索



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- ❗ おうちで今、納付できます！
- ❗ スマホ決済アプリで納付書の地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部に eL-QR が掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- eL-QR のない納付書については、上記の方法で納付できません。

詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

※1 枚あたりの合計金額が 30 万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることで納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局 HP をご覧ください。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

【問合せ先】

固定資産税・都市計画税／納税について：墨田都税事務所
〒130-8608

電話 03-3625-5061
墨田区業平 1-7-4